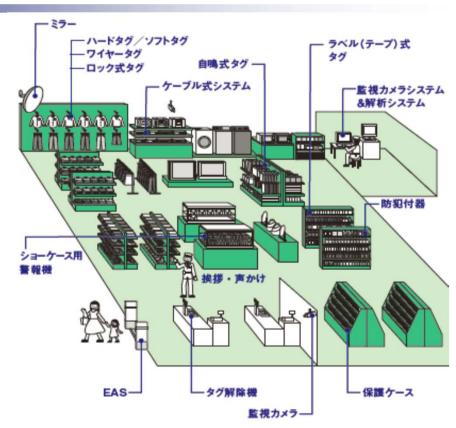
# 1兆円を超える日本小売業のロスを予防する答えとは



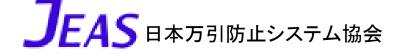
## 本日の内容

はじめに「最近の当協会の活動より」

- 経営力向上計画のA類型証明書(分野:EAS、防犯カメラ)発行開始
- ・防犯カメラや画像認識システムの安全利用のお勧め 2017年度

## 本題

「1兆円を超える日本小売業のロスを予防する答えとは」



## 経営力向上計画のA類型証明書(分野:EAS、防犯カメラ)発行開始

### お知らせ

- (1)平成29年度税制改正により、中小・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しするため、従来の産業競争力強化法に基づく「中小企業投資促進税制の上乗せ措置」を改組し、中小企業等経営強化法に基づく「中小企業経営強化税制」が創設されました
- (2)また、中小企業等経営強化法に基づく 「固定資産税の特例措置(地方税)」におい ても、対象設備細目が平成29年4月1日か ら拡充されました。
- (3)当協会としては、ユーザー様及び会員の要望に応えるため、さらには「攻めの防犯」と「防犯民主主義」を推進するために、平成30年1月25日の理事会承認を経て、平成30年2月1日より本証明書の発行受付をスタートします。

## 防犯設備導入で税制優遇



機型の を受けた設備メーカー を受けた設備メーカー を受けた設備メーカー は、中小金銀庁ホームで しつ (http://www.c husho .meti .go.jp) letisit/kyoka/kongo oulesi html) でダウン ロードできる新期番(様 式し)、チェックシート

E 中

JEAS 日本万引防止システム協会

## 防犯カメラや画像認識システムの安全利用のお勧め 2017年度

お客様の目的は万引防止システムを購入することでは無い。お客様が求めているのは「お店 の不明ロスを限りなく減少させること」であり、「安全・安心・快適な環境のお店を IN 7558W 作ること」なのだ。その目的を達成するための手段として法令

防犯力メラや画像認識システムの安全利用のお勧め

方列助止システムをお使いいただきありがとうございます。日本方列助止システム協会の加入会員企業で はその製品の品質・機能において万全を割して設備・導入を進めております。

今後の重点機能として、未然助止や不審者発売のトリガーとしての 登集の向上に加え、新たに郭爾行為の其存跡かにつながる時間機能 ます。その際、寒寒しなければいけないことは、肺抑データ(文字) 権、プライバシーの侵害等への法的な記念が必要である点です。

新たに改正義人情報保護法が平成29年5月30日に全面幾行されまし 画像及びその画像から抽出した画像データで個人を観測できるものも 職像は、基本的に個人情報におたることを影響は、来店者の理解を 必要となっています。具体的な対応としては、店舗や店内に「特別力 側」の各位POP製品を製造することなどが求められています。

また、個人情報保護法上は、例えば、時犯目的のために取得した データについて始初以外の他の目的に利用する場合は本人の問意があ 人データからか同以下保証する保証職人データとする場合、保証職人 受対応 英徳の前頭等に対応する必要があります。なお、個人情報() 個人情報保護委員会のホームページ(http://www.ppc.go.jp/)で導 チェックされますようお願いします。

万引を始止するために、できる限りの確認を難じることは、原轄の とともに、犯罪を抑止するという社会の要請に合致するものです。 **始即カメラに要面された新印画像を活用することについても開催に考り** 有効であり、かつ、個人情報保護法を遵守し、人権を侵害することのなり



TFAS 日本万号防止》

#### ● 防犯カメラ管理規定(例)

防犯カメラの設置店は、防犯カメラ管理規定(例)に沿った運用をお願いします。

- 1. 当店における防犯カメラの設備目的は、設備場所内の安全管理及び避難防止に関して使用する場 り、記憶を確す場合においてもこの目的のみに使用を確定する
- 2. 上記に基づき、店内には「特別カメラ教育」や「助肥カメラ雑動中」の表示を行うことで、特別県 水ることを開示する。
- 3、記憶に関しては、管理専行者を自つつつの、管理制度行名をつりつつことをは、両名を管理者とす 管理者以外は記録内容に触れないものとする。
- 4. 記憶保護的間は、締ね〇〇とし、以後上事を参行う。(記録内容はよって富子前後する。)
- 5. 貯臓内突の確認及が、印刷等については管理者が行い、従業員に注意を促すらのについては、守備 を紹介をキュリティ教育を受けた公司書のみの物質と(、 冷)て第三章に集らさないこととする。 6、影響内容において第三者への機関を行う場合は必ず、影響されている映像の本人に開発を得ること
- る。同意が得られない場合は第三者への提供を行わない。 なお、太人から太人の情報際元多要求された場合は、原料、それに広じなければならない。
- 7. 上記につき、下記機関においてはこれを除外することができる。
- ① 法令に基づく場合: 令状による接査、任意協力等 ②人の生命身体又は財産の保護(本人の問席を得ることが困難であるとき)
- 原の期間等への協力(本人の間意を得ることにより実務の逆行に対策を及ぼすおそれがあるとき なお、記録内容の提供にあたっては、提供日時や提供先、提供した画像の内容、提供目的、理由な
- 8. 管理者は助犯カメラの教養運用に関する高情を受けた際は、触臭かつ迅速に対応し、必要な損害を顕 9. 郷面媒体等にメンテナンスを要する場合は、メンテナンス適程における単個データ環境を防止す め、保守委託先と秘密保持契約を締結する。また、韓國用ハードディスクを交換する場合は、交換

- 10. レコーダーは機能できる部屋又は機能できるケースに設置され、機の管理が行われている。管理者
- 11. 管理者は上記の規定を定期的にテェックすること。

ディスクの原稿方法・責任名を明確にすること。

#### の 運用管理規定(例)

防犯データ(文字・画像)を利用する際は、運用管理規程(例)を参考にされ防犯データの 利用をお願いします。

クレントウ

HAT MED A

- 1.「助犯カメラ管理規定」を定め、理解し遵守すること。
- 2. 財狂関係の活用の対象となる整確された個人情報は、活験の 万引助止の目的のために利用するものであり、犯罪を助止す るという自動性の利用は絶対に行わないこと。 ① 特別職権及び職務上知り導力値側のSNS機込み禁止。 ② 新印画像及が実施ト知り導力情報の口外等止。
- 3. 「個人情報保護」や「組織における情報階階的止」に関する教育を受けた管理者(以下、管理者という

- 4. データをサーバーやネットワーク上で管理する場合は、アクセス機関の明確化やアクセス・ログの記録 傷容やウィルス対策を確実に行ない情報選擇や目的外の利用の助きに終めること。如えてデータを行 するコンピューター及びメモリーないしハードディスク等の記録媒体はワイヤーでロックするなど、 お出しができないような物理機構要求鍵とようと、
- 5. 紙偶体は施設できる家屋又は施設できるケースに保管し、親の管理者が管理、管理者以外の持ち出 難止すること。
- は、必要な範囲でのみ情報を提供すること。
- 7. システムに登録したのち一定期間を研造してもシステムの対象とならない関係はこれを削除すること またシステムに登録をしておく必要が無くなった対象はその期間に関係なく消去すること。
- 管理者を含め、関係する従業高等には、就業規則や或いは留約書等で秘密保持のルールを守らせる。 もに、セキュリティ教育を描すると。

#### 「管理責任者が異なる小剤店の職保者間で管理を共同利用する場合」。

- 9. 自針及び韓奴共畜争会計に、熱のカメラ韓等領害があり、選択されていること、また、兵戍難に 同 情報保護」や「緊痛における情報業務所止」に関する教育を受けた情報者が記憶されていることが
- 10. 和互に提供する服像は、警察への被害者けの際に警察に提示し、万列犯人に関する機像であると、 または商品問題などの個像確認可能な映像がある確実な事態であり、店長や戦務部長によって確認さ たものに関定すること。「疑わしい」だけの情報の共有はしない。
- 11、共有する職像は一定期間を経過してもシステムの対象とならない職像はこれを削除すること。また! テムに登録をしておく必要が無くなった対象はその解釋に関係なく消去すること。
- 12. 情報リスク対策のためにも共有する情報は時犯上必要機引得に確定し、法令に募集した各社間の収 めの範囲内に開めること。
- 8種人質器保護法と、共同利用を行う間には、②共同利用をする旨、②共同利用される個人データの項目、②共 月する者の複様、②利用目的、②責任を有する者の氏を刀は名称を予め本人に遇知し又は本人が古鳥に知り得る (答:ホームページの開始やパンフレットの配布など)に置くこと、が必要です。前回は、個人情報の開放第23点 3号、同ガイドライン(52.45首)、同CBA(Ac-28~Ac-32)をご確認下さい。

#### ● システム利用上の基本的考え方

システムが登録画像を検知した際も、お客様として、丁寧な対応に努めていただくよう徹底

- 1 商業課題システムや不要動作練知システム等でのアラートはその 時点では別人ではないこと、アラートの正確性が100%正しいもの ではないことなどを踏まえ、アラート対象者を犯人と決め付けな
- 防乳職業利用は万引防止策の一つとしてとらえ、これのみに健存
- しようとせず、その他の対策を十分親じつつ、これを検定するものと考えて活用すること。
- 3. 社内ルールが不明確な状態で、顕像情報が、個人を特定する他の情報と一体となった適用はなされば ように記載すること。



に適ったシステムを購入していただきたい。

#### ●カメラ面像の取扱いに関する個人情報保護法Q&A//

[対印息的のためのカメラ副像や経験展データのを排]

~JEAS新活動宣言より 抜粋~

協議に対応カメラを管理し、基形した部間像やそとから得られた関節程データを対応目的で利用する ことを考えています。個人情報保護法との関係で、どのような損害を関する必要がありますか。

本人を利利可能なカメラ関係やそこから乗られた制限なデータを取扱う場合、個人情報の利用目的を できる限り物定し、当該利用目的の範囲内でカメラ職業や機関証データを利用しなければなりません。 本人を手序「可能なカメラ面像を提到機関する場合は、個人情報の取得となりますので、個人情報の利用目的を あらかじめ公表しておくか、又は個人情報の取得後途やかに本人に通知甚しくは公表することが必要です。 **朴祀カメラにより、朴祀目的のみのために撮影する場合、「歌夢の状況からみて利用目的が明らか(注第18 編集4項第4号)」であることから利用目的の通知・公表は不要と解されますが、助犯カメラが仲動中である** ことを体験の入口に表示する等。太人に対して自身の個人情報が可要されていることを知識させるための様 **製を調することが望ましいと考えられます。** 

また、カメラ商権や銀河原データを体業的に提成して個人情報データベース等を提案した場合、個々のカ メラ顕像や銅球症データを含む情報は個人データに該当するため、個人情報保護法に基づく適切な取扱いが

心臓にカメラを物質し、撮影した施励者やそこから乗られた調問取データをマーケティング等の高等目 的に利用することを考えています。個人情報所護法との関係で、どのような推算を施する必要がありますか。

太人を年間目的なカメラ機像や子こから遅られた確認データを取扱う場合、個人情報の利用目的を できる限り特定し、あらかじめ公表するか、又は個人情報の取得帳道やかに本人に適知若しくは公表 するとともに、 当該利用目的の範囲内でカメラ関係や翻訳師 データを利用しなければなりません。

なお、助明自然のみのために期景したカメラ機像やそこから得られた種類なデータについて、他の目的に 利用しようとする場合、本人の間度を得る必要があります。

【カメラ副像から抽出した属性側隔や移動軌跡データ (人流データ) 】 カメラ商業から指出した性別や年齢といった属性情報や、人物を全身のシルエット商業に置き換えて 作成した移動軌助データ(人流データ)は、個人情報に該当しますか。

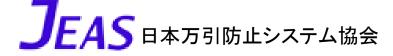
個人情報とは、特定の個人を説明することができる情報をいいます。性別、年齢、又は全身のシル エット個像等による移動動物データのみであれば、抽出元の本人を手房可能なカメラ個像や個人戦争符 号等本人を説明することができる情報と容易に現合することができる場合を持き、個人情報には該当しません。

**端がになりますが、大規模チェーン店やゲループ企業間などのように組織が大きくなれば、おのずと情報賞** 港やデータの目的外利用のリスクが高まります。同一組織内であったとしても、①データの項目、②利用 の範疇の明確化、②利用目的、②責任者を決めておくことをお勧めします。



【発行日】平成28年12月 (まか日) 平成29年12月 【制 作】日本万分納止システム協会 (略称: EAS) 防犯データ(文字・画像)女全利用推進委員会 (連絡先) 日本万引助止システム協会 事務局 **〒160-0004 曹倉羅斯衛茲約221-3-8** TEL: 03-3355-2322 FAX: 03-3355-234 http://www.jan.gr.jp E-mail: trfo@jen.gr.jp



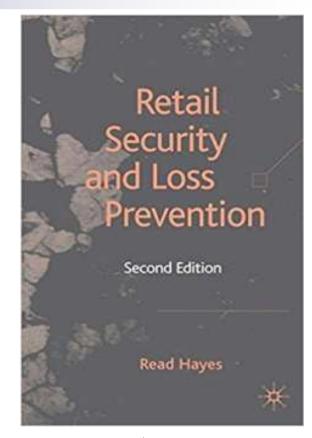


## 1兆円を超える日本小売業のロスを予防する答えとは

世界のロス対策研究の第一人者フロリダ大学リード・ヘイズ博士が小売業におけるロス対策を総合的体系的にまとめたセキュリティとロス対策の教科書的名著の日本語版がまもなく発刊されます。

翻訳者の近江元氏(エイジスリテイルサポート研究所株式会社代表取締役社長)

稲本義範氏(JEAS事務局次長)が翻訳のエピソードやその実践的な活用方法をご紹介します。



リード・ヘイズ教授の『Retail Security and Loss Prevention』



JEAS 日本万引防止システム協会

## 本日はご清聴ありがとうございました。

## JEAS 日本万引防止システム協会

#### 日本万引防止システム協会とは、

万引防止システムを製造、販売、サポートする企業の 業界団体であり、流通業界の健全な経営、また書少年 の非行防止という産業的、社会的役割を果たすべく、 行政機関、関連業界団体とも連携をとり活動しており ます。

平成28年6月2日JEAS新活動宣言pdf



ご質問・ご感想などはHPの「お問い合わせ」をご利用ください。

新規会員の入会も受付けております。

△ 会員ログイン

□ 万引防止システム ハンドブック

協会資料ダウンロード

中小企業等経営強化法の証明制度について [電子商品監視機器、防犯カメラ]

万引犯罪全般の情報 ビ 万防機構ホームページ EII ENGLISH

#### 「日本EAS機器協議会」から「日本万引防止システム協会」へ 名称変更のご案内のお知らせ

日本万引防止システム協会は関係省庁はじめ、関連諸団体の皆様のご指導ご支援を賜りつつ、 会員各社の協力のもと、お陰さまで17年目を迎えています。

平成23年6月13日開催の「日本EAS機器協議会」の第10回目の通常総会に於いて、設立から9年間親しんできました。日本EAS機器協議会を日本万引防止システム協会と産業団体に相応しい名称に変更をいたしました。EASIT Float major Acticle Suppliforceの繋で、電子的商品監視という意

JEAS 日本万引防止システム協会